

ごあいさつ



国立大学法人 大阪教育大学長

岡本 幾子

大阪教育大学は、1874年(明治7年)5月に設置された教員伝習所をその起源とし、140年の歴史と伝統を有する我が国有数の先導的な教員養成系大学です。教育の充実と文化の発展に貢献し、とりわけ教育界における有為な人材の育成に貢献してきました。現在、在籍している学生は約4,300人、附属学校園の児童・生徒は約4,500人を数え、本学を巣立った人材は、教育界をはじめ様々な分野で活躍しております。

日本の高等教育機関に対する公的支出は、OECD諸国の中で低いレベルにあり、国立大学法人に対する国の支援も年々厳しさを増してきております。また、Society5.0の時代を生き抜くための教育的課題がたくさんあります。そういった教育的課題を真っ向から取り組み解決するためには、充実した教育研究環境と安定した財政基盤が必要不可欠です。そのためこれまでの本学の歴史と伝統を絶やすことなく、世界に有益な人材を輩出するために、「大阪教育大学基金」を創設しています。

本基金が目指す第一の目標は、附属学校園を含む学生の修学支援です。そして、その上で進展しつつあるグローバル化に対応するため、学生が国際的な場で活躍できる能力を身につけていけるよう附属学校段階からの学習支援を行います。

近年、経済的に困窮する学生が増加し、そのことを理由に修学を断念することなく、安心して学業に専念できるよう支援を行います。

さらに、よりよい学園生活を送るためのキャンパス環境の整備にも力を入れていきます。また、高等教育機関として、教育研究、国際交流、社会連携についても一層の充実に努め、社会の要請に応じて参ります。

これらの実現には皆様のご支援が非常に大きな力となります。どうか趣旨にご賛同いただき、力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年4月

修学支援事業基金について

■ 基金名称

大阪教育大学修学支援事業基金

■ 活用内容

経済的理由により修学に困難がある学生に対し、以下の事業を行います。

- (1) 授業料、入学料の全部または一部の免除
- (2) 学資等の給付又は貸与
- (3) 海外留学に係る費用の負担
- (4) 学生を教育研究に係る業務に雇用するための経費負担

■ ご協力をお願いする金額

一口 1,000円

■ お手続き方法

大阪教育大学修学支援事業基金へのご寄附は、個人名義及び法人・団体名義から1口1,000円で以下のお手続きによりお申し込みいただけます。

- ①クレジットカード等によるお手続き(インターネットでのお申込み方法)
- 大阪教育大学ウェブサイト(<http://osaka-kyoiku.ac.jp/>)にある「大阪教育大学基金」バナーをクリックし、修学支援基金を選択してください。各種決済方法(クレジットカード、コンビニ、Pay-easy)によるご寄附を受け付けています(株式会社エフレジのF-REGI寄附支払いサイトでのお手続きとなります。)

【利用に際しての留意点】

本システムをご利用の場合は、本学がシステム管理会社(株式会社エフレジ)からの入金を確認するまでにお申し込み受付時から約2～3ヶ月のお時間を要します。

ご寄附の領収日は、お手続き日やカード決済口座からの振替日ではなく、システム管理会社から本学へ入金された日となります。そのため、10月から12月までに本システムを利用してお申し込みいただいたご寄附にかかる寄附金控除は、お申し込みを受け付けた年の翌年の所得等から控除される扱いとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、お申し込み年内での寄附金控除をご希望の場合は、金融機関での振込によるご寄附の手続きをご利用ください。

②金融機関(銀行)での振込によるお手続き

全国の金融機関からお振込でのご寄附を受け付けております。添付の3連式払込取扱票をご利用ください。

■ 寄附金受領証明書の発行

ご寄附の入金を確認した後、「寄附金受領証明書」と「税額控除に係る証明書(写)」を発行いたします。クレジットカード等によるお手続き(インターネットでのお申込み方法)の場合、システム管理会社から入金が確認された後の発行となりますので、お申し込み受付時から約2～3ヶ月のお時間を要します。領収書の日付は以下のとおりとなります。

- ①クレジットカード等によるお手続き(インターネットでのお申込み方法) システム管理会社から大阪教育大学へ入金された日
- ②金融機関(銀行)での振り込みによるお手続き 金融機関から大阪教育大学へ入金された日

寄附金に対する税法上の優遇措置

2016(平成28)年度税制改正により、大阪教育大学修学支援事業基金へのご寄附に対しては、従来までの「所得控除」に加え、「税額控除」の適用を受けることができますので、確定申告の際に寄附者ご自身でどちらか一方をご選択ください。

なお、確定申告の際には、国立大学法人大阪教育大学が発行した「寄附金受領証明書」と「税額控除に係る証明書(写)」が必要になります。(「所得控除」の適用を受ける場合は「寄附金受領証明書」のみ) また、大阪教育大学への寄附金を個人住民税の控除対象としている都道府県・市区町村にお住いの皆様は個人住民税の控除を受けることができます。

	所得控除	税額控除
優遇措置の内容	所得控除を行った後に税率を掛け所得税額を算出	学生の修学支援に係る事業へのご寄附に対して、税率に関係なく所得税額から直接控除
所得税額算出式	〔所得金額－寄附金控除額(寄附金額－2,000円)〕×税率	寄附金控除前の所得税額(所得金額×税率)－寄附金控除額〔(寄附金額－2,000円)×40%〕
特徴	所得税率が高い方に減税効果が大	小口の寄附にも所得控除と比較して減税効果が大

〈参考〉確定申告による所得税還付金額の目安

※あくまで目安ですのでご参考としてお取り扱いください 単位:円

寄附金額		1万円	5万円	10万円	30万円	100万円
課税される所得金額	500万円	税額控除 3,200	19,200	39,200	119,200	143,100
		所得控除 1,600	9,600	19,600	59,600	199,600
700万円	税額控除 3,200	19,200	39,200	119,200	243,500	
	所得控除 1,800	11,000	21,100	61,100	201,100	
1000万円	税額控除 3,200	19,200	39,200	119,200	399,200	
	所得控除 2,600	15,840	32,300	98,300	329,300	

〈ご注意〉

- ご依頼人様からご提出いただきました振込書に記載されたおとこと・おなまえ等は、受取人様に通知されます。この受領書は、振込みの証拠となるものですから大切に保管してください。
- 1. この振込用紙は、銀行共通のもので、左記の振込先銀行(全国の本支店間)で払い込んだ場合は、振込手数料は不要です。その他の銀行の場合は有料となります。
- 2. 振込通知書は申込書を兼ねていますので、所要事項を漏れなくご記入ください。
- 3. 所得税法及び法人税法に基づき寄附金控除の適用を受ける場合は、後日、寄附金領収書を発送いたしますので確定申告の際にご添付ください。
- ※ この情報は寄附金領収書・礼状等、大阪教育大学からの関係書類の送付に利用させていただきます。法令及び「国立大学法人大阪教育大学保有個人情報管理規程」等に沿い、厳正に管理いたします。

国立大学法人 大阪教育大学
総務部総務課 広報室
〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1
TEL 072-978-3344

通信欄

銀行へのお願い

1. 振込みの場合「電信扱い」をお願いします。
2. 収納印欄に、必ず3票とも領収印を押してください。
3. 振込金(兼手数料)受領書を振込人に渡してください。
4. 振込通知書は、大阪教育大学宛至急ご回送ください。

振込先銀行

三菱UFJ銀行 藤井寺支店